

【事業のあらまし】

- 1 会員事業者向けに、労務・安全衛生・労働保険関係の無料相談を行っています。
- 2 労働安全衛生法第59条第3項により、従業員に対し事業者が行わなければならない「特別教育」を事業者に代わり実施しています。
協会会員は、当協会が事業者に代わり実施するクレーン運転（5トン未満）、アーク溶接溶断、低圧電気取扱、酸欠危険作業 及び（一社）高知県労働基準協会連合会が実施する研削といしの取替、粉じん作業などの特別教育、安全・衛生管理者、安全衛生推進者能力向上講習などについて、受講料の割引（1人2,200円）のメリットがあります。
- 3 労働保険事務組合として、労働保険の加入手続、労災保険の請求手続、雇用保険関係の届け出を行っています。
労働保険事務組合へ労働保険の事務委託をされますと、**事業主・役員・家族等が労災保険へ特別加入できる**とともに、保険料についても金額に関係なく、**3期に分けて納付することができる分割納付**のメリットがあります。また、（一社）全国労働保険事務組合連合会が運営する**労働災害保険（労災保険の上積せ制度）**への加入も受託いたします。
- 4 法定の定期健康診断及び生活習慣病健康診断の実施・斡旋をします。
- 5 安全衛生関係の用品、労務・安全衛生図書類の斡旋をします。（安全旗・安全衛生旗・ポスター・安全衛生標識・ビデオなど）ご希望の方は、当協会へお申し込みください。
また、安全教育用DVDを無料で貸し出ししています。
- 6 中小企業退職金共済制度（略称：中退共制度）への加入を受託いたします。
- 7 高知労働基準監督署の後援による各種説明会、実務講習会を開催しています。（法令並びに安全・衛生週間の説明会等）会員事業場にはご案内をいたします。
- 8 「高知県産業安全衛生大会」の開催援助を行うとともに、会員事業場の安全衛生優良事業場並びに優良従業員表彰を行っています。
- 9 （一社）高知県労働基準協会連合会発行の広報誌「高知労基タイムズ」を毎月1回、会員事業場に無料配布しています。（高知労働局関係の広報、講習会案内、各種行事、協会だより等）

※ 詳しくは当協会のホームページをご覧ください。

高知労働基準協会

